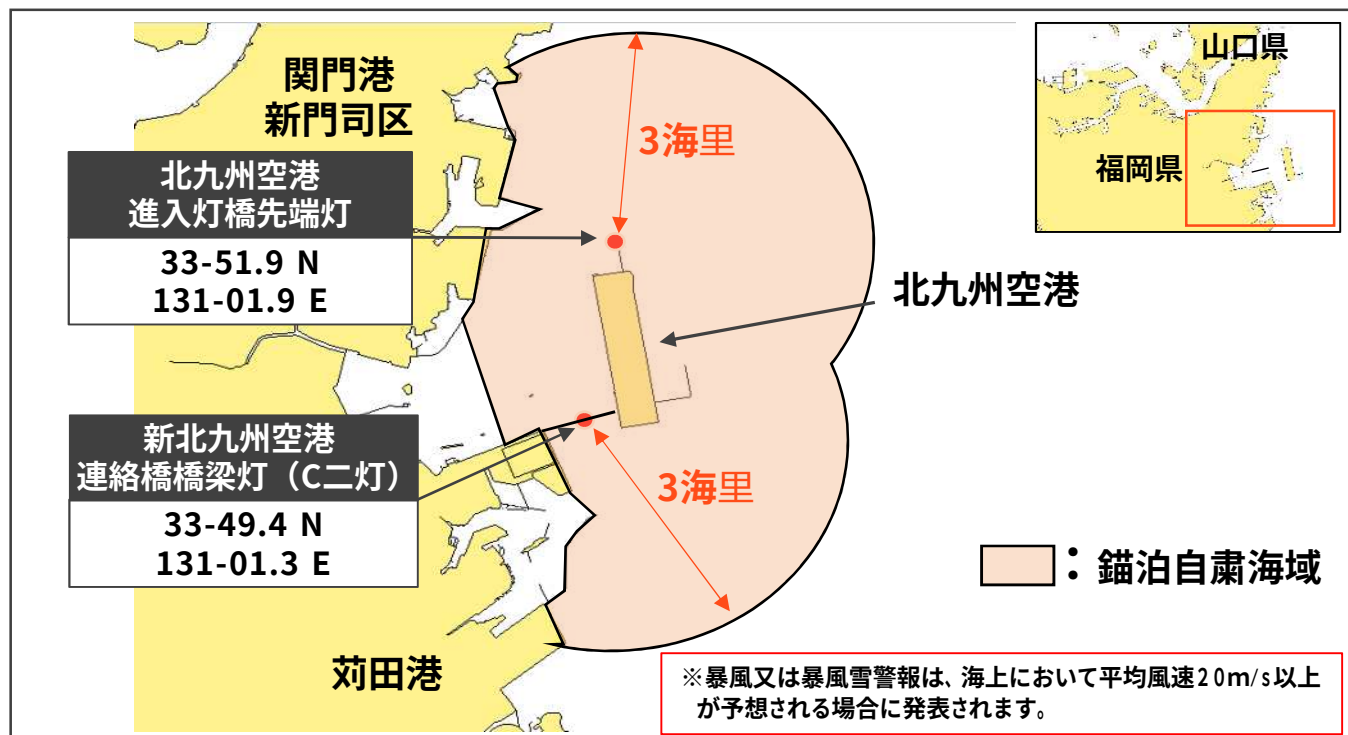


北九州空港周辺海域における 荒天時の錨泊自粛について

荒天時における走錨に起因する海難を防止するため、令和元年8月1日から、福岡県京都郡苅田町において暴風又は暴風雪警報※が発表された時から同警報が解除されるまでの間、「北九州空港（進入灯橋先端灯及び連絡橋橋梁灯）から3海里以内の海域」における「錨泊」の「自粛」をお願いします。

自粛海域	北九州空港進入灯橋先端灯及び新北九州空港連絡橋橋梁灯（C二灯）から3海里（約5.5キロメートル）の範囲（下図参照）
自粛期間	福岡県京都郡苅田町において暴風又は暴風雪警報が発表された時から、同警報が解除されるまでの間
対象船舶	総トン数100トン以上の船舶
内 容	錨泊自粛海域内において錨泊しないこと
周知方法	第七管区海上保安本部から、航行警報、海の安全情報、AISメッセージ、インターネットホームページ等により周知します。



お問い合わせ

第七管区海上保安本部 交通部航行安全課
門司海上保安部 航行安全課
苅田海上保安署

TEL 093-322-1211
TEL 093-321-0398
TEL 093-436-3356